

特定個人情報等取扱規程

第1条（目的）

この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）及び同法に基づく特定個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という）に基づき、公益財団法人パブリックリソース財団（以下「財団」という）における個人番号及び個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報等」という）の取扱いについて定める。

第2条（定義）

この規程における各用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号

住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(3) 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

(5) 個人番号利用事務実施者

個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(6) 個人番号関係事務

番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(7) 個人番号関係事務実施者

個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(8) 通知カード

平成27年10月以降、市区町村から住民票の住所に送付され、本人の氏名、住所、生年月日、

性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載された紙製のカードをいう。

(9) 個人番号カード

氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録されたプラスチック製のＩＣチップ付カードをいう。

第3条（取扱い業務の範囲）

財団が取扱う特定個人情報等は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 職員の所得税法等の税務関連の届出事務
- (2) 社会保険及び労働保険関連の届出事務
- (3) 報酬・料金等の支払調書作成事務
- (4) 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- (5) 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
- (6) 上記に付随する行政機関への届出事務

第4条（組織体制）

特定個人情報等の取扱いについての組織体制は、以下のとおりとする。なお、退職や異動等によって担当が変更となった場合は確実な引継ぎを行い、責任者がその状況を確認しなければならない。

特定個人情報等の取扱いに関する統括責任者	専務理事
運用責任者	(当面は統括責任者が兼務する)
安全管理対策責任者	(当面は統括責任者が兼務する)
事務取扱担当者（職員関係）	総務担当職員
事務取扱担当者（職員関係以外）	経理担当職員

第5条（守秘義務）

特定個人情報等を取り扱うすべての者は、徹底した守秘義務の中で業務を遂行しなければならない。

第6条（法令等の遵守）

財団は、番号法及びガイドラインを遵守して運用をする。

第7条（責任者の役割）

各責任者の役割は、以下のとおりとする。

特定個人情報等の取扱いに関する統括責任者（全体統括）	運用責任者及び安全管理責任者を監督し、特定個人情報等の取扱いに関するすべてについて最終的な責任を負う
----------------------------	--

運用責任者	従業員への教育や啓蒙、更には安定的な継続運用のために企画を実施し、管理等を行う役割を担う
安全管理対策責任者	システム及び物理的な対策を講じて情報が漏えいすることがないように体制を整える役割を担う

第8条（情報漏えい対応策）

- 1 各責任者及び事務取扱担当者は、情報漏えい発生時又はその可能性が疑われる場合には、速やかに統括責任者に報告をするとともに、漏えいの拡大を阻止するように対策を講じなければならない。
- 2 各責任者及び事務取扱担当者は、情報漏えい発生時又はその可能性が疑われる場合には、事後に速やかにその原因を究明して統括責任者に報告をしなければならない。
- 3 統括責任者及び運用責任者は、情報漏えい時には関係官庁への連絡を行なうとともに、速やかに原因や再発防止策を公表しなければならない。
- 4 統括責任者は、情報漏えい時には、影響を受ける可能性がある本人への連絡を速やかに行わなければならない。
- 5 財団は、必要に応じて外部の機関やコンサルティング会社等より監査を受ける等の対策を講じることがある。

第9条（特定個人情報ファイル作成の制限）

個人番号を取扱う者は、法令に基づき行う事務手続きに限って、特定個人情報に関するファイルを作成することができ、これらの場合を除いて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

第10条（個人番号の提供の要求）

財団は、個人番号関係事務を行うために、本人又は他の個人番号関係事務実施者、若しくは個人番号利用事務実施者に対し、個人番号の提供を求めることができる。

第11条（第三者提供の停止）

財団は、特定個人情報が違法に第三者に提供されていることを知った本人からその提供の停止を求められた場合であって、その求めに相当の理由があることが判明したときには、第三者への提供を停止しなければならない。

第12条（取得）

- 1 事務取扱担当者は、特定個人情報等の提供を受けるにあたっては、その写しを紙によって受領しなければならない。ただし、情報漏えいを防止するための措置を講じたオンライン環境によって受領した場合は、その限りではない。
- 2 事務取扱担当者は、通知カード及び個人番号カードの原本を受領してはならない。
- 3 事務取扱担当者は、通知カード及び個人番号カードを撮影してはならない。ただし、情報漏えいを防止するための措置を講じているとして安全管理対策責任者が特別に認めた機器があれば、その機器によってのみ撮影をすることができる。

- 4 前項において、職員以外の対象者から特定個人情報等の提供を受ける場合には、利用目的の通知を行うとともに提供同意書に署名をもらわなければならない。
- 5 事務取扱担当者は、提出された特定個人情報等の写しを速やかに情報システムに入力し、その写しは速やかにシュレッダーにて裁断処分をしなければならない。
- 6 事務取扱担当者は、情報システムに入力をした特定個人情報等の確認のために印刷をしてはならない。

第13条（利用）

- 1 事務取扱担当者は、情報システムを利用して第3条に定める事項について申告書や申請書等を作成することができる。
- 2 前項の申告書や申請書等は、行政機関等への提出分につき印刷をすることができる。
- 3 情報システムは、統括責任者の指示する範囲でしか利用することができない。
- 4 事務取扱担当者は、行政機関への提出及び調査等の場合に限り、統括責任者の許可を得て施設外に特定個人情報等を持出すことができる。この場合、紙媒体の資料のみ許可し、デジタル媒体による持出しはできない。
- 5 前項において、オンライン上で申請等を行う場合には、統括責任者が定めた手順によって行なうことができる。
- 6 統括責任者は、行政機関等への申請その他の利用状況につき、事務取扱担当者のパソコン等の機器をモニタリングすることができる。事務取扱担当者は、モニタリングを拒否することはできない。
- 7 特定個人情報等の連絡にあたっては、電子メールの場合には財団又は本人指定のアドレスを使用すると同時に、添付ファイルがある場合には必ずパスワードをつけて送信しなければならない。
- 8 特定個人情報等の利用にあたっては、如何なる場合であってもFAXによる送受信は行ってはならない。
- 9 特定個人情報等が記載された書類をその対象者に渡す場合には、密封式の封筒を用いるものとし、職員の場合は所属長を通じて手渡し、職員以外の場合は簡易書留によって郵送することを原則とする。

第14条（保存）

- 1 特定個人情報等は、それが記載された書類等に係る関係法令に定める期間保存する。
- 2 紙媒体の特定個人情報等が記載された資料は、鍵付きのキャビネットに保管して管理する。なお、この鍵は、統括責任者又は統括責任者が指定したもののみが所持することができ、原則として毎日始業時に開錠し、終業時に施錠する。
- 3 特定個人情報等は、その情報がデジタル情報による場合には、統括責任者が定めたソフトウェア等によってのみ保存することができ、事務取扱担当者が扱うパソコンやネットワーク上の共有フォルダ等に保存してはならない。

第15条（提供）

- 1 特定個人情報等は、関係法令により必要な場合においてのみ関係行政官庁へ提供することがで

きる。

- 2 前項の提供にあたっては、簡易書留の利用等の方法により、厳重な管理方法によって提供を行わなければならない。

第16条（削除・廃棄）

- 1 特定個人情報等は、関係法令により定められた保存期間を超えた場合に削除・廃棄を行うものとする。
- 2 特定個人情報等の紙媒体の廃棄にあたっては、運送会社による機密文書リサイクルサービスまたは同等のサービスを利用するものとし、利用後には「溶解処理証明書」を受領しなければならない。
- 3 デジタル情報によるデータの削除については、統括責任者が指示した者によって処理をするものとし、事務取扱担当者が自己の判断によって削除をしてはならない。
- 4 特定個人情報等を取扱ったパソコンを処分する場合は、統括責任者が指定する業者により粉碎処理を施さなければならない。この場合、事後に証明書を発行してもらわなければならない。

第17条（収集の制限）

財団は、第3条に定める事務の範囲を超えて特定個人情報等を収集してはならない。

第18条（本人確認）

財団は、番号法第16条の定めにより個人番号所有者の番号確認及び身元確認を行うものとする。この場合、代理人により身元確認等を行う場合には、本人からの委任状を提出してもらわなければならない。

第19条（組織的安全管理措置）

財団は、組織的安全管理のために、以下の措置を講じる。

- (1) 情報漏えい等の事案発生時には、昼夜を問わず統括責任者に連絡することができるように、統括責任者の携帯電話番号及びメールアドレスを職員に公開する。
- (2) 不定期による情報漏えい事故対策訓練を実施する。
- (3) 情報システムで特定個人情報ファイルを取り扱う際は、情報システムのアクセスログを記録する。

第20条（人的安全管理措置）

財団は、人的安全管理のために、以下の措置を講じる。

- (1) 特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、職員に対して定期的な研修を実施する。
- (2) 特定個人情報等についての秘密保持については、就業規則においても明確化し、そのルールを周知する。

第21条（物理的安全管理措置）

財団は、物理的安全管理のために、以下の措置を講じる。

- (1) 事務取扱担当者が特定個人情報等を取扱う場所については、他の者が特定個人情報等を確認できないような措置を講ずる。
- (2) 特定個人情報等を記憶したパソコン等の電子媒体は、セキュリティワイヤーによる固定や鍵付きのキャビネットに保管する等の方法により盗難防止対策を講じる。

第22条（技術的安全管理措置）

財団は、技術的安全管理のために、以下の措置を講じる。

- (1) 情報システムへのアクセスは、アクセスすることができる担当者を限定し、そのアクセス状況を記録する。
- (2) 外部からの不正アクセスを防止するため、情報システムは外部ネットワークと接続しない。
- (3) 情報システムへのログインにあたってのパスワードは、1ヵ月に1回毎に変更・更新をする。

第23条（特定個人情報等の取扱い委託）

- 1 財団は特定個人情報等の取扱いについて、外部業者等に委託をすることができる。この場合、理事会による承認を得なければならない。
- 2 前項における委託先は、組織的・人的・物理的・技術的な安全管理措置が客観的に講じられている企業等でなければ委託してはならない。

第24条（特定個人情報等の取扱い再委託）

特定個人情報等の取扱いの再委託は、理事会の承認により行うことができる。

第25条（事務取扱担当者への監督）

統括責任者は、事務取扱担当者に対する管理及び監督を行うものとし、運用方法について情報漏えいの可能性がある場合には、是正の指図をしなければならない。

第26条（苦情や相談等の対応）

特定個人情報等の取扱いについての苦情や相談等の対応は、統括責任者が担当して対応する。

第27条（違反時の対応）

職員にこの規程に違反する行為がみられた場合には、必要に応じて就業規則に基づき懲戒処分を科すことがある。

第28条（規程の改定）

財団は、必要に応じてこの特定個人情報等取扱規程を見直すものとする。

附 則

この規則は、2015年12月25日から施行する。